

## 変更届に係る添付書類一覧

① 変更前にあらかじめ届け出る事項	
変更事項	必要となる添付書類等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営革新等支援業務の内容（相談内容）</li> </ul>	不要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営革新等支援業務の実施体制（統括責任者、統括責任者を補佐する者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援者からの関与を有する証明書及び認定証の写し（※1）</li> <li>・ 実践力判定試験合格証書（※2）</li> <li>・ 専門的知識判定試験合格証書（※2）</li> </ul> <p>（※1）民間コンサルティング会社等が「専門的知識を有する証明書」を提出する場合。</p> <p>（※2）独立行政法人中小企業基盤整備機構の研修（理論研修、実践研修）を受講し、試験に合格した場合。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営革新等支援業務の実施体制（役員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ここでいう変更の対象は、登記簿謄本等に掲載されている役員に限る。また、同じ役員の役職（例：常務取締役→専務取締役）や住所（自宅）にのみ変更が生じた場合は、届出不要。あらかじめ届け出ることが難しい場合、変更後の登記簿等が準備できた段階で、早急に届け出ること。</li> </ul>
② 変更後に遅滞なく届け出る事項	
変更事項	必要となる添付書類等
<p>（個人の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名</li> <li>・住所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土業の場合は、各所属団体が発行する証明書等（税理士証票等）。</li> <li>・ 土業以外の場合は、変更内容が確認できる書類（確定申告書等）。</li> </ul>
<p>（法人の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者氏名</li> <li>・法人名称</li> <li>・住所（主たる事務所の所在地）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「代表者の氏名」は「役員」の氏名にも該当するが、「①変更前にあらかじめ届け出る事項」と「②変更後に遅滞なく届け出る事項」の2回に分けて届け出る必要はなく、書類が揃い次第、1回にまとめて届け出ること可とする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所の所在地（従たる事務所も含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の場合は、登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）。（※3）</li> <li>・ 個人の土業の場合は、各所属団体が発行する証明書等（税理士証票等）。</li> <li>・ 個人の土業以外の場合は、変更内容が確認できる書類（確定申告書等）。</li> </ul> <p>（※3）金融機関が従たる事務所の所在地を変更する場合、従たる事務所が確認できるホームページのリンク先を「所在地等の情報掲載先」欄等に入力することで、登記簿謄本の添付を省略できる。なお、この場合、ホームページ上で従たる事務所が一覧で掲載されている必要はなく、本支店の検索システム等が存在するリンク先でも可とする。</p>